

彦根長浜都市計画地区計画の変更（長浜市決定）

新旧対照表

（変更後）

名 称	田村駅東地区地区計画	
位 置	長浜市田村町の一部	
面 積	約 8.3 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区の田村駅西部は、平成4年の滋賀県立長浜ドームの開設を皮切りに、長浜バイオ大学の開学や長浜サイエンスパークの整備による企業誘致など、学術・文化・産業等多様な都市機能を備えた区域として整備されてきた。</p> <p>このことを踏まえ、田村駅周辺地域における学術・文化・産業等の集積を活かしながら、長浜市の南玄関口にふさわしい機能を導入し、新しい都市の創造を先導する拠点として計画的な市街地形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>田村駅を中心に、駅西部との相互関連性を備えた交流・低層型商業施設を誘導し、商業・業務・医療サービス等の生活に必要な機能の集積を図るとともに、既存集落と調和のとれた商業空間の形成にふさわしい土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>原則として既存道路の線形を重視しながら、駅周辺地区として必要な駅関連施設や道路、公園、緑地等を適切に配置し、機能の維持及び保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区の環境や景観を保全し、駅至近の利便性を活かしたにぎわいのある商業空間を形成するとともに、近接する既存集落の落ち着いた生活環境との調和を図るため、建築物等の用途の制限、建築物等の形態又は意匠の制限を定め、建築物等の適正な制限や誘導を図る。</p>

（変更前）

※下線部：新旧変更箇所

名 称	田村地区地区計画	
位 置	長浜市田村町の一部	
面 積	約 8.3 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区の田村駅西部は、平成4年の滋賀県立長浜ドームの開設を皮切りに、長浜バイオ大学の開学や長浜サイエンスパークの整備による企業誘致など、学術・文化・産業等多様な都市機能を備えた区域として整備されてきた。</p> <p>このことを踏まえ、田村駅周辺地域における学術・文化・産業等の集積を活かしながら、長浜市の南玄関口にふさわしい機能を導入し、新しい都市の創造を先導する拠点として計画的な市街地形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>田村駅を中心に、駅西部との相互関連性を備えた交流・低層型商業施設を誘導し、商業・業務・医療サービス等の生活に必要な機能の集積を図るとともに、既存集落と調和のとれた商業空間の形成にふさわしい土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>原則として既存道路の線形を重視しながら、駅周辺地区として必要な駅関連施設や道路、公園、緑地等を適切に配置し、機能の維持及び保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区の環境や景観を保全し、駅至近の利便性を活かしたにぎわいのある商業空間を形成するとともに、近接する既存集落の落ち着いた生活環境との調和を図るため、建築物等の用途の制限、建築物等の形態又は意匠の制限を定め、建築物等の適正な制限や誘導を図る。</p>



(変更後)

地区整備計画	地区の区分	名称	田村駅東地区地区計画
		面積	約 8.3 ha
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <p>(1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) 畜舎。ただし、研究所及び動物取扱業の販売・保管・貸出に供する施設に付随するものは除く。</p> <p>(4) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの</p> <p>(5) カラオケボックスその他これらに類するもの</p> <p>(6) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(7) 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する建築物</p> <p>(8) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項から第11項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物</p> <p>(9) 都市計画決定された長浜地方卸売市場の区域外における、青果、水産物及び花卉の卸売業の用に供する店舗</p>	
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物、門、物置、塀、広告物及び看板等の形態又は意匠は、周囲の環境及び隣接する住宅地に調和したものとす。</p>		

「区域は計画図表示のとおり」（※区域の変更なし）

(変更前)

※下線部：新旧変更箇所

地区整備計画	地区の区分	名称	田村地区地区計画
		面積	約 8.3 ha
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <p>(1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) 畜舎。ただし、研究所及び動物取扱業の販売・保管・貸出に供する施設に付随するものは除く。</p> <p>(4) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの</p> <p>(5) カラオケボックスその他これらに類するもの</p> <p>(6) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(7) 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する建築物</p> <p>(8) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項から第11項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物</p> <p>(9) 都市計画決定された長浜地方卸売市場の区域外における、青果、水産物及び花卉の卸売業の用に供する店舗</p>	
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物、門、物置、塀、広告物及び看板等の形態又は意匠は、周囲の環境及び隣接する住宅地に調和したものとす。</p>		

「区域は計画図表示のとおり」

